

群馬大学生体調節研究所共同研究等専門委員会内規

平成 21. 10. 6 制定

改正 平成 26. 4. 1 平成 28. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学生体調節研究所共同利用・共同研究拠点運営委員会規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所共同研究等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同利用・共同研究拠点（以下「共同研究拠点等」という。）の研究課題、公募要領及び採択審査に係る専門的事項に関すること。
- (2) その他共同研究拠点等の公募に係る専門的事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生体調節研究所長（以下「所長」という。）
- (2) 生体調節研究所の主担当を命ぜられた教授 1 人
- (3) 群馬大学以外の関連研究者のうちから所長が委嘱する者 3 人以上
- (4) その他所長が必要と認めた者 若干人

2 前項各号の委員のうち、群馬大学所属の職員は、委員の総数の 2 分の 1 以下とする。

(任 期)

第 4 条 前条第 2 号から第 4 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 専門委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(事 務)

第 7 条 専門委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経て、所長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成 21 年 10 月 6 日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条第2号から第4号までの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。